

議案第 9号

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する  
訓令について

平成30年3月29日提出

豊橋市教育委員会  
教育長 山西正泰

豊橋市教育委員会訓令第1号

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月29日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（平成5年豊橋市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後						
別表第1（第2条関係）						
職員の区分		勤務時間	週勤務時間	休憩時間	週休日	
(略)						
保健 給食 課	(略)					
	南部学校給食 共同調理場事務職員	(略)				
	北部学校給食	8:30～15:30	31時間	12:00～13:00	日曜日及び	
	共同調理場長	8:30～15:45			土曜日	
(略)						
(略)						
美術 博物 館	文化財 センタ ー	A勤務職員	9:00～16:00	31時間	12:00～13:00	日曜日及び 土曜日
			9:00～17:00			
		B勤務職員	8:30～17:15			日曜日、金 曜日及び土 曜日

(略)

改正前

別表第1 (第2条関係)

職員の区分	勤務時間	週勤務時間	休憩時間	週休日	
(略)					
保健	(略)				
給食課	南部学校給食	(略)			
	共同調理場事務職員				
	(略)				
(略)					
美術博物館	文化財センター職員	9:00~16:00 9:00~17:00	31時間	12:00~13:00	日曜日及び土曜日
(略)					

改正後

別表第2 (第3条関係)

職員の区分	勤務時間	休憩時間	週休日
(略)			
保健給食課	西部学校給食共同調理場職員、東部学校給食共同調理場職員	(略)	
(略)			

改正前

別表第2 (第3条関係)

職員の区分	勤務時間	休憩時間	週休日
(略)			

保健 給食 課	西部学校給食共同調理場職員、東部学校給食共同調理場職員 <u>(調理員を除く。)</u>	(略)		
	東部学校給食共同調理場調理員	7 : 45 ~ 16 : 30 8 : 00 ~ 16 : 45	12 : 00 ~ 13 : 00	日曜日及び土曜日
(略)				

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。